

令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会（第2回）

出席委員：秋鹿委員、赤司委員、大聖委員、田中委員、原委員、藤野委員、野城委員、
山地委員、山本委員（座長）
（五十音順、敬称略）

1. 日 時 令和3年1月22日（金）10時00分～11時08分

2. 場 所 Web会議及びインテージ秋葉原12階会議室

3. 議 事

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより「令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会」の第2回会合を開催いたします。本日の検討会につきましては、先日の緊急事態宣言発令に伴い、省外の会議室とWeb会議を併用しての実施としております。通信障害等による遅延・中断等が発生するかもしれませんが、何卒ご容赦ください。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課総括課長補佐の安田よりご挨拶申し上げます。

安田補佐：環境省環境経済課の安田でございます。本来、課長の西村が出席をしてご挨拶をさせていただくべきところでございますけれども、所用により欠席とさせていただきます。山本座長はじめ委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、また緊急事態宣言も発令されておまして、何かと不便な生活が強いられる中で、本検討会にご参加いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から環境行政に対し、多大なるご理解、ご協力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。昨年10月には、菅総理から、我が国としても2050年にカーボンニュートラルを目指すという宣言がございました。それと同時に、グリーンとデジタルという、この2つが日本の成長戦略だというふうに位置付けられたところでございます。特にカーボンニュートラルをめぐる動きは、菅総理の宣言以降、世界、日本の産業界含めて、急速に動きが加速化していると感じているところでございます。本日もご検討いただきます環境配慮契約法でございますけれども、平成19年に制定されて以降、委員の皆様方から丁寧なご議論、ご意見をいただきながら、基本方針の策定、毎年の改定等を行って参りまして、新しい契約類型を追加したり、その時々状況に合わせて制度の充実、運用強化をやっております。特に昨年のカーボンニュートラル宣言を踏まえまして、電力の二酸化炭素排出係数のより一層の低減ですとか、自動車については電動車化、それから建築物の省エネなど、国の行政機関が率先行動としてやるべきことというのが、より注目を集めるようになってきていると考えております。今年に入りまして、1月13日には電力の専門委員会を開催させていただきまして、山地座長の下で、電力契約に係る排出係数のしきい値の引下げ等について、ご審議をいただいたところでございます。

本日はそのご報告を含めまして、その他の契約類型につきましても、次年度以降の検討の方向性などについて、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上、簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：(Webex 操作説明：省略)

事務局：以降の議事進行につきましては、山本座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

山本座長：皆さん、おはようございます。議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定と配布資料の確認をお願いいたします。

事務局：(議事予定、配布資料確認：省略)

山本座長：それでは議事に入らせていただきます。本日の議事次第には、「環境配慮契約法基本方針等の検討状況等について」、「令和元年度における環境配慮契約の締結実績について」、「環境配慮契約法基本方針解説資料の改定について」、「その他」の4つの議題が示されておりますが、最初の3つが今日の議題の中心になります。本日のご議論に当たりましては、本年度の検討状況等と国等の機関の契約締結実績は相互に重なる部分もあることから、資料2に示されている「電気の供給を受ける契約」、「自動車の購入等に係る契約」、「建築物に係る契約(設計、維持管理、ESCO)」、「産業廃棄物の処理に係る契約」この4つの契約類型ごとに、該当する資料をまとめてご説明いただき、順番に議論を進めたいと思っております。それでは、最初に「電気の供給を受ける契約」に該当する部分について事務局からご説明をお願いします。

環境省：(資料説明：省略)

山本座長：ありがとうございました。先生方もご存じのように、昨年ニュージーランドが気候非常事態宣言を可決しまして、5年以内にニュージーランドの公的機関はカーボンニュートラルを達成すると。そういう野心的な目標を立てて、実行に移ろうとしているわけですね。そういう観点からすると、我が方はまだ手緩いというふうに思いますが、しかし今、各省庁とも大わらわで準備されているようでございますので、まずはこのような方向で来年度は行こうということでございます。先生方のご意見を伺いたいのですが、まず電力専門委員会の座長の山地委員に、こういうご提案になったことにつきまして、ご意見をいただければ幸いです。山地先生、いかがでしょうか。

山地委員：今ご説明していただいたとおりです。今年に入って、1月13日に電力専門委員会を開催して、非常に熱心で活発な議論が行われました。実際に決まって、行動するという意味では、現行の排出係数しきい値を0.81 kg-CO₂/kWhから0.69 kg-CO₂/kWhに変更、これは現行の2030年目標0.37 kg-CO₂/kWhへ直線を引いた際の3年分に相当するものです。また、エネルギー基本計画、温対計画などの見直し、非FIT非化石証書の検討も行われるため、これらを踏まえて対応していくということでした。もちろん、動きをより加速化させていく必要があると思われまます。藤野委員も同席されているので、一言あれば。

藤野委員：ほぼ山地先生がおっしゃったとおりなのですが、委員の中には、今回0.81 kg-CO₂/kWhから0.69 kg-CO₂/kWhまで下がったのはいいことなのですが、昨今の状況を鑑みるに、さらに踏み込んだものをできるのかどうかという意見もあり、そこは電力を供給できる事業者の実効性もありますので、全体の結論として今回0.69 kg-CO₂/kWhになったと。電力専門委員会で議論して、本検討会でご議論いただいた後の結果というのが、実際に実行できるまで約1年のタイムラグがあるので、それについて今後の動きを加速させるために早め早めの議論が必要ではないかという意見が挙がっているということだけ補足させていただけたらと思います。以上です。

山本座長：ありがとうございます。山地先生、藤野先生からご意見をいただきました。これは全体をまとめて、先生方にご意見を伺った方がいいのではないかと思いますので、排出係数のしきい値の引下げ、加点項目の整理、環境配慮契約の未実施機関への対応、非FIT非化石証書の評価、電力専門委員会でおまとめになられた提案につきまして、何かご意見、コメントがございましたら、他の先生方いかがでしょうか。来年度から全部再生可能エネルギーにしてしまうというなんていうのは極端な意見なわけですが、新聞報道によると、いろいろな省庁で再生可能エネルギー100%を目指すところも出てきておりますし、このグリーン契約法では、ご提案いただいた内容で実施するという事によろしいかと思うのですが、先生方から何かご意見がございましたら。

それでは特にご意見ございませんようですので、ご提案どおりに進めさせていただきます。続きまして、自動車の購入等に係る契約でございます。これも新聞報道では、2030年、2035年以降は新規のガソリン自動車の販売は禁止と報道がされておりますけれども、グリーン契約法での自動車などの購入に係る契約をどうするか。まず事務局から案をご説明いただきたいと思います。

環境省：(資料説明：省略)

山本座長：ありがとうございました。自動車については、まず大聖先生にご意見をいただきたいと思います。

大聖委員：今ご説明いただいたとおりなのですが、一つ注意しなければいけない点が、電動車に

切り替えていくことは私も賛成なのですが、定義がちょっと微妙なんですね。次世代自動車には、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車とあるのですが、ハイブリッドには、非常に簡易的なマイルドハイブリッドというものもあります。これは燃費の改善はそれほど大きくないわけですが、公共機関ではハイブリッドということで使われているものがありますので、それをどう考えるかということ。燃費の比較で見れば、明らかに他のハイブリッドより劣っていますので、数字としては表れると思います。それからもう一つは、2030年度の燃費基準が決まったのですが、これは我々 Well-to-Wheel と言っていますけれども、原油の生産から車の製品体、全体の燃費を評価することなのなのですが、その基になっている考え方の中に、電気は2030年の電源構成を、第5次エネルギー基本計画に沿って、その条件が満たされたという仮定でやっているんですね。ですから、今の電源構成での充電の電費というものと2030年のものは違うものですから、それをどのように扱うかということと、2030年度の基準を満たした車はすぐには出てこないと思います。それからもう一つ、ちょっと複雑なことを申し上げて恐縮なのですが、2020年度の乗用車の燃費基準はJC08モードを採用してもいいですし、新しいWLTCモードを採用してもいいんですね。それらには明らかに燃費に差がありますので、その点をどのように修正していくかという問題が残されています。修正係数を掛けてしまうというやり方も考えられると思います。以上です。

山本座長：ありがとうございます。今の大聖先生のご意見に対して、事務局いかがですか。

環境省：補足と合わせて回答させていただきます。大聖先生、ありがとうございます。今、大聖先生がおっしゃったとおり、基準の改定をしたときに、燃費に関しましては、2020年までの考え方と2030年の目標の考え方が、かなり大きく変わっているところでございます。事務局といたしましては、そういったところも上手く取り込みつつ、市場で選ぶ際に適正を欠くようなことにならないように、きちんと調整しながら進めていきたいと思っております。従って来年急に変えるというだけでなく、何年かかけて変えるとか、そういったところも大聖先生はじめ先生方とご相談させていただきながら、きちんと設定させていただきたいという思いを、この場で表明させていただきたいと思っております。以上でございます。

山本座長：ありがとうございます。他の先生方いかがでしょうか。

大聖委員：電気自動車に関しては、バッテリーがヨーロッパや中国で検討対象になっていまして、バッテリーは製造時にかなりCO₂が出るんですね。ですからLCAで評価すべきだということで、LCA規制と言っていますけれども、そういうものが2025年あたりから出てくる可能性があります。そういうことにも注目していきたいと思っております。以上です。

山本座長：性能評価をどういうふうにかきちんとやるかということが問題になってくるということですね。

その他にいかがでしょうか。特に無いようであれば、建築物について、ご説明いただきたいと思います。

環境省：(資料説明：省略)

山本座長：ありがとうございました。それでは、野城先生と赤司先生にご意見といただきたいと思います。野城先生、いかがですか。

野城委員：非常に重要なテーマであります。公共建築というよりも、建築のストックが日本で 90 億 m³ 以上ありますけれども、そこから排出されていくエネルギーというものは、我が国のカーボンニュートラルの成否を決める、一つの大きなマスを持っておりますので、その改善を図るために、率先してこの環境配慮契約法で、公共施設での建物のオペレーションマネジメント、運用管理のベストプラクティスを示していくことは非常に大事だと思っております。このコロナ禍で様々なことが起きておりますけれども、従前から申し上げているような ICT を使いまして、建物の運用管理をするような方法については、むしろコロナ禍の副産物として進んできているように見受けられます。エネルギーの使用管理についても、副作用として裾野が広がりつつあるという見方もできます。一方で、今、事務局からご説明いただきました、建物の維持管理に関する契約は極めて複雑でございます。これは、簡単に言えば、日常の清掃などの管理やエネルギー管理を、例えば小さい建物であれば一体的に行っていますけれども、日常的なそういった建物のオペレーションを任務とする会社に省エネといっても、過去の案件や現場の実態があり、契約関係そのもの、契約範囲あるいはオペレーションマネジメントの切り分け方が千差万別であるということがありますので、こうしたらいいということをご述べても、できませんということをご自治体やあるいは官庁が言い訳をする理由はいくらでもございます。ですので、来年度検討するとすれば、現実を尊重しつつも、いかに有効な手段をそれぞれの事情に合わせて入れていただけるか。特にエネルギー管理の実態にできるだけ ICT を使って、少なくともどれくらい使っているかということについての計測をしていくことと、できればそれを使って、設備の運用管理を最適化していく方向性を、それぞれの契約形態に合わせてどう導入できるかということをごテーマにした方がよろしいかと思っております。もう一つ最後に付け加えますと、私自身も関与いたしました ISO16745 という規格があり、カーボンメトリクスビルディングと言いまして、これは建物が 1 年間にどれだけの温室効果ガスを出しているかということをご計算するための基準を示した国際規格でございますが、そう言うと難しそうですが、簡単に言えば、エネルギー会社、電力会社、あるいはガス会社からの請求書があれば、どんな方でも、適当な係数を掛けてあげれば、1 年間のその建物が排出している温室効果ガスを計算することができるというようなものがございます。これは全官庁の建物でやって、ベンチマークをするだけでも大変意味があると思っております。もちろん、用途が違うから違うという言い訳が出てくるのですが、であれば、地域や用途によってそれぞれカテゴリを作った上で比較をしていけば、十分にベンチマークができるわけでございます、契約

の改善ということの証明とともに、カーボンメトリクスを建物の公共建築に等しく計測していくということを入れることによって、外堀を埋めることができるのではないかなというふうに思います。以上でございます。

環境省：今、野城先生からお伝えいただいた内容につきましても、検討の内容としては当然やるべき内容だと理解しております。まず ICT に関しましては、それこそ今回のように Web 会議というかたちで、これまでやっていなかった内容も含めて、業務の内容自体がそもそも変わっている中で、うまく取り込むようなことができればと。さらに言うと、先ほど我々からもご説明したとおり、メニューの提示ですね。どういうことをやるかということと一緒に、これは切り分けることではないと思いますので、こういったところを上手く反映していきたいと思っております。また、ISO への対応等につきましても、公的な取組の仕方としておすすめですよという制度があれば我々やりやすいと思っているところもございますので、上手く取り込めたらというところで、ぜひ来年度議論をやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

赤司委員：野城先生からコメントいただいて、ほとんど言い尽くされている状況で一部繰り返しになるかもしれないのですが、3 類型をまとめたという話があったと思うのですが、建物を建てるという話と改修するという話、その間の維持管理を一体的に考えなければいけないというのは賛成します。目標をどう設定するかとか、誰がどう管理するか。目標設定すると、それを実現するために何をを用意しないといけないか。データ活用といっても、どこにどれだけのセンサーを埋めればいいのかなど、そういう具体的なところが出てくるのですが、その辺を上手くコントロールできるような、良い方向に契約なり実際の運用管理の部分が上手く実施できるような、そういう仕組みを作っていくのが非常に必要だと思います。その点は公共建築物だけではなく、民間の建物も必ずしも十分ではなくて、新しい建物を作ったはいいけれども、どういう状況になっているか把握できないとか、管理人の方がいらっしゃるけれども、それはあくまでも監視にとどまっていて、データは単にサーバに保存されているだけなど、すごい効率が悪いとか無駄なことがいっぱい発生しているので、そのあたりを国等が実施することで社会に対して発信するといったことができればいいなと思います。CO₂ 排出を削減していくという意味では、建築物はかなりのウエイトを持っていますので、供給側の CO₂ 排出を減らすのは非常に意味があるのですが、再生可能エネルギーなどをどんどん入れていくとなると、需要側とのマッチングの話がでてきます。CO₂ 排出係数が年の平均値になっていますけれども、時々刻々のデータがもしきちんと出せれば、むしろ、CO₂ 排出係数が低いところのエネルギーを使って、CO₂ 排出係数が高いところは低いときに溜めたエネルギーを使うというような、需要側を上手く調整することによって、その建物の CO₂ 排出係数を減らすということですけど、これは色々検討していくとある一定の効果は出せるのではないかなというところですよ。先ほど山地先生から CO₂ 排出係数の話がありましたけれども、そういう意味では年平均値だけではなく、公的な CO₂ 排出係数が出てくると、デマンド側も工夫する方向が出てくると思う。それらが

一体的に作れるようになると非常に良いと思います。以上です。

山本座長：ありがとうございます。来年度は是非、建築物専門委員会でご議論いただきたいと思っています。私の記憶では、ニューヨークが気候動員法という法律を作って、建物の省エネ改修を強力に押し進めていると聞いております。日本はどうか。ニューヨークに匹敵するような省エネ改修をやっているのかどうか。是非調査して、ご議論をいただきたいと思っています。他の先生方から、建築物に係る提案につきまして、ご意見等ございましたら。いかがでしょうか。

それでは、事務局提案のように進めさせていただきます。では、産業廃棄物の処理に係る契約につきまして、事務局からご説明ください。

環境省：(資料説明：省略)

山本座長：ありがとうございます。田中先生いかがでしょうか。

田中委員：事務局の提案は最もだと思います。一つは産業廃棄物としては、不法投棄が一番困る。

これをなくさなければいけないということで優良認定制度ができて、それをできるだけ増やそうとしています。その中で財務体質のところをより厳しくしたということです。5つの評価項目がございますけれども、「優良適性」「事業の透明性」「環境配慮の取組」「電子マニフェスト」「財務体質の健全性」、その5番目の「財務体質の健全性」で、より優良な企業が資格を取れるということです。しかしながら、現実には数がまだ少なく、5年前では約1,000社が優良。環境省としては、3,000社を目標にしていますと当時言っていましたので、それを増やす。この環境配慮契約ではCO₂抑制が目標になっているわけですが、不適正な処理をなくし、適正な処理をすることによって、野焼きだとか、不法なダンピング、露店営業、そういったものをなくしていく。そろそろ具体的にCO₂を減らすためにどういうことをやらなければいけないかということ、環境配慮契約の中でも用意していかなければいけない。あるいは基準の中に入れていく、といったことが今後の課題だと思います。以上です。

山本座長：ありがとうございました。それでは、他の先生方からご意見等ございましたら。いかがでしょうか。

特に問題になりそうなところはないと思います。よろしいでしょうか。それでは、参考資料があるようですので、事務局から簡単にご説明ください。

環境省：(参考資料説明：省略)

山本座長：ありがとうございます。今、ご説明いただいて、CO₂排出削減量は5万4千トンか。

今、日本の年間排出量は12億トンくらいですね。これを30年でゼロにすると。乱暴に

考えると年間4千万トン。その4千万トンを減らすのに、グリーン契約法でどれくらい減らせるかということですが、もう1桁、2桁上げてもらった方が、削減に貢献するという点ではいいですけどもね。どういうふうにするかですけども、12億トン、30年間でカーボンニュートラル、環境配慮契約法はどれくらいそれに貢献するか。是非これから考えていきたいと思えます。参考資料のご説明をしていただきましたが、何かご指摘、コメント等ございましたら。

よろしいでしょうか。それでは、コロナで大変な時期にお時間を取っていただきまして、誠にありがとうございました。事務局、お願いいたします。

環境省：こちらを持ちまして、本検討会の議事次第はすべて終了となっております。この場でご発言がなかったといたしましても、もし何かご意見等ございましたら、事務局までメール等でご連絡いただきましたら、適宜対応させていただきたいと思っております。委員の皆様、本日はお忙しい中、熱心なご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。以上を持ちまして、「令和2年度環境配慮契約法基本方針検討会」の第2回会合を閉会とさせていただきたいと思えます。引き続きよろしくお願いたします。ありがとうございました。

以上